

償却資産(固定資産税)の申告について

知立市

提出期限	令和 8 年 2 月 2 日(月)
提出先	〒472-8666 知立市広見三丁目1番地 知立市役所 総務部 税務課 資産税係 電話 (0566)95-0148 (直) (0566)83-1111 (代) 内線 136
問い合わせ先	

◆eLTAX(エルタックス)による電子申告も受付けています。

詳しくはエルタックスのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/> または「エルタックス」で検索)をご覧ください。

なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」(<https://eltax.custhelp.com/>) をご覧ください。

◆知立市ホームページに申告書の手引きや記入例を掲載しています。

URL: <https://www.city.chiryu.aichi.jp/kurashi/zei/2/1480487702433.html>

右記二次元コードからアクセス可能です。



〈 提出書類について 〉

申告の内容		提出方法
昨年度に 引き続き 申告される 方	資産に増減がある 場合	申告書 18 備考欄「1 資産増減あり」に○をつけて、種類別明細書を添付の うえ提出してください。
	資産に増減がない 場合	別紙「申告書記入例」を参考に、必要事項をご記入のうえ、種類別明細書を 添付して提出してください。
	廃業・解散・転出 された場合	
	相続があった場合	知立市ホームページに掲載されている「内容別申告書記入例」を参考に、 必要事項をご記入ください。(表紙の二次元コードから確認できます)
初めて 申告される 方	資産がある場合	申告書 18.備考欄「1 資産増減あり」に○をつけて、種類別明細書を添付の うえ提出してください。
	資産がない場合	申告書の 18.備考欄「3 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

○申告書には、必ず連絡先のお電話番号をご記入ください。

○郵送申請で受付印入りの控が必要な場合は、返信用封筒(切手付き)の同封をお願いします。

○電算処理により申告される場合は、毎年1月1日現在の知立市内にある全ての資産を申告してください。

また、事務処理の都合上、お送りしている償却資産申告書の右上に表記された「所有者コード」(00 から始まる 10 衔の番号)を転記していただきますようご協力をお願いします。

〈 マイナンバー・本人確認資料について 〉

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認を実施いたします。

下記確認書類を、郵送による提出の場合は申告書に添付、窓口で提出する場合は提示をお願いいたします。

(1) 本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類 (いずれか一つ)
① 番号確認資料	・マイナンバーカード(裏面) ・マイナンバー通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写し等
② 身元確認資料	・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証、パスポート等 顔写真付きの身分証明書等

(2) 代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類 (いずれか一つ)
① 本人の 番号確認資料	・本人のマイナンバーカード(裏面) ・本人のマイナンバー通知カード ・本人のマイナンバーが記載された住民票の写し等
② 代理人の 身元確認資料	・代理人のマイナンバーカード(表面) ・代理人の運転免許証、パスポート等 顔写真付きの身分証明書等
③ 代理権の 確認資料	・税務代理権限証書(税理士又は税理士法人の場合) ・委任状 等 ※

※(2)(3)で、事前にお送りした印字済み申告書をご使用いただく場合、代理権の確認資料は不要です。

※eLTAX(電子申告)による申告、又は法人番号を記載した申告書を提出する場合、本人確認資料((1)及び(2)の①～③の確認資料)の添付は不要です。

＜ 主な課税標準の特例 ＞

・地方税法附則第 15 条 第 43 項

先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に係る課税標準の特例措置

中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画を策定し、本市から認定を受けた中小企業者等のうち、下記の要件を満たすものに特例が適用されます。

対象者	・資本金1億円以下の法人 ・従業員数 1000 人以下の個人事業主等
対象資産	・機械装置(最低取得価額 160 万円以上) ・測定工具及び検査工具(最低取得価額 30 万円以上) ・器具備品(最低取得価額 30 万円以上) ・建物付属設備(最低取得価額 60 万円以上)
取得時期	令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得したもの
課税標準額に乘じる特例割合	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの:3年間、課税標準額を2分の1 ・3%以上の賃上げ表明されたもの :5年間、課税標準額を4分の1

※申告方法や注意事項及び令和7年3月31日以前に先端設備導入計画に基づき取得した設備に係る特例制度の詳細については、知立市ホームページをご確認ください。

◎先端設備導入計画について

問い合わせ先:知立市役所経済課商工観光係 TEL:0566-95-0125(ダイヤルイン)

◎先端設備導入計画認定後の償却資産申告について

問い合わせ先:知立市役所税務課資産税係 家屋担当 TEL:0566-95-0148(ダイヤルイン)

＜特例適用資産等＞

課税標準の特例(地方税法第349条の3、同法附則第15条)

課税標準の特例の適用により固定資産税が軽減される資産については、申告書の[備考]欄と明細書の[摘要]欄に適用条項を明記してください。なお、新たに適用される資産については、それを証明する書類を添付してください。

適用条項	施設・設備の種類	適用期間	課税割合	添付書類
地方税法第349条の3	第3項 農業協同組合、中小企業等協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置	取得後3年度分	1/2	・政府の補助金、交付金、貸付等の申請書(写) ・政府の補助金、交付金、貸付等を受けたことが確認できる書類等(写)
	第27項 家庭的保育事業の認可を得たものが直接当該事業の用に供する償却資産	永年	1/2	
	第28項 居宅訪問型保育事業の認可を得たものが直接当該事業の用に供する償却資産		1/2	・特例の対象となる資産が各保育事業の用に供されていることがわかる書類
	第29項 事業所内保育事業の認可を得たものが直接当該事業(利用定員が5人以下)の用に供する償却資産		1/2	
地方税法附則第15条	汚水・廃液処理施設 (R4.1.1～R8.3.31取得分) ※ 暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定されます。	永年	1/2	
	ごみ処理施設 (R4.1.1～R8.3.31取得分) ※ 熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定されます。		1/2	・処理施設設置届出書(写) ・処理過程図等(写)
	一般廃棄物処理施設 (R4.1.1～R8.3.31取得分) ※ 環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設は適用対象から除外されます。		2/3	
	産業廃棄物処理施設 (R4.1.1～R8.3.31取得分)		1/3 ※石綿含有処理施設は1/2	
	下水道除害施設 (R4.1.1～R8.3.31取得分) ※ 新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定されます。		4/5	・除害施設工事計画確認書等(写) ・処理過程図等(写) ・処理施設設置届出書(写)
	太陽光発電設備 (R4.1.1～R8.3.31取得分)	取得後3年度分	2/3	・設備の取得年月日がわかる書類(写)
	風力発電設備 (R4.1.1～R8.3.31取得分)	取得後3年度分	3/4	
	水力発電設備 (R4.1.1～R8.3.31取得分)	取得後3年度分	3/4	・20kw未満 ・20kw以上
	地熱発電設備 (R4.1.1～R8.3.31取得分)	取得後3年度分	2/3	・5000kw未満
	バイオマス発電設備 (R4.1.1～R8.3.31取得分)	取得後3年度分	1/2	・5000kw以上
	バイオマス発電設備 (R6.4.1～R8.3.31取得分) ※ 一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料の区分	取得後3年度分	1/2 2/3	・1000kw未満 ・1000kw以上20000kw未満
第28項	浸水防止用設備 (H29.4.1～R8.3.31取得分)	取得後5年度分	2/3	・浸水防止計画書(写)
	一体型滞在快適性等向上事業に供する償却資産 (R6.4.1～R8.3.31整備分)	最初の5年度分	1/2	詳細は担当課にお問い合わせください。
	認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設 (R3.11.1～R9.3.31取得分)	永年	1/3	・認定事業者であることを確認できる書類 ・雨水浸透阻害行為許可申請書 又は検査済証(写)
	先端設備導入計画に基づき取得した機械装置等 (R7.4.1～R9.3.31取得分)			詳細は知立市ホームページをご確認ください。

本一覧表ではすべての特例を網羅しているわけではありません。ご不明な場合はお問い合わせください。

については、わがまち特例(知立市税条例で定めた割合)を導入しています。